

## 京都市建築紛争調停委員運営要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、京都市建築紛争調停委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (招集の通知)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめその日時、場所及び議事を委員に通知しなければならない。

### (議事録)

第3条 会長は、議事録を作成する。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議を開いた日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員、関係者等の氏名
- (3) 会議の議事及びそのてん末
- (4) その他会長が必要と認める事項

3 議事録は、非公開とする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

### (小委員会)

第4条 小委員会は、原則として3人以上の委員で組織する。

2 小委員会の委員は、自己に利害関係がある紛争の調停には関与できない。

3 委員長は議事録を作成し、委員会に報告するものとする。この場合においては前条第2項及び第3項の規定を準用する。

### (調停終了の報告)

第5条 小委員会が行う、規則第19条第4項に規定する委員会への報告は、調停終了後開会される最初の委員会において行うものとする。

2 委員会は、前項の報告を受けた時は、条例第25条の規定により市長に対して、別に定める「建築紛争調停報告書」により調停終了後速やかに行わなければならない。

### (補 則)

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### (附 則)

この要綱は、平成11年7月8日から施行する。